

岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金
— 実績報告にあたっての留意事項 —

■全般

○実績報告書の提出期限

- ・実績報告の提出期限については、「岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱」第10条第3項で「補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日」とされているので、期限までに必ず提出してください。
- ・この事業での補助対象事業の完了の日とは、請負事業者に代金を支払った日ではなく、以下の日となるので注意してください。
 - 物品：納品され検収し、仕様どおりの物品が納品されたと確認した日
 - 工事：完了届又は引渡書が提出され、仕様どおりの施工を確認した日

■第8号様式（実績報告書）関係

○文書番号

- ・様式右肩の「第 号」は、貴法人又は事業所で、外部へ文書を発出する際に番号や記号を付与し管理している場合に記入してください。（番号等を付ける取り扱いがない場合は空欄のままとなります。）
 - 県高齢福祉課の交付決定通知書の番号を記載する事例が散見されます。

○報告年月日

- ・文書番号欄下の年月日は、報告書類が整い提出する日を記入してください。

○所在地、補助事業者等

- ・申請者の所在地、法人名、法人代表者の「職」「氏名」を正しく記入してください。

○表題

- ・表題の最初に、報告する補助年度を必ず記入してください。

■補助金精算額算出内訳

○総事業費等の金額の単位

- ・単位は「千円単位」になりますので、「総事業費」「対象経費」等は、事業費の千円未満を切り捨てて記入してください。
- ・「D」欄は補助決定額、「補助金精算額」欄は「C」・「D」のいずれか低い方の額を記入してください。
- ・施設整備、宿舍整備の場合で、取得した施設等に抵当権を設定する場合は「抵当権設定」欄に○を記入してください。

■歳入歳出予算書抄本

○全般

- ・「円」単位で、千円未満の額も正確に記入してください。
- ・当該補助事業に係る、歳入歳出決算見込書になるので、「収入」と「支出」の合計欄は必ず一致します。

○「収入」欄

- ・補助事業を行うための収入金額を計上してください。
 - 県補助金ですべて賄える場合は、県補助金の額
 - 支出に千円未満の端数がある場合や支出が補助基準額を超える場合は、自己資金や借入資金の計上が必要になります。

例 1 : 事業費支出が 1,298,500 円の場合、補助金収入が 1,298,000 円と自己資金 500 円となる。

例 2 : 事業費支出が 3,800,000 円で補助基準額は 3,500,000 円の場合、補助金収入が 3,500,000 円と自己資金（又は借入資金）300,000 円となる。

○「支出」欄

- ・補助事業を行うための支出金額を計上してください。（事業を実施のため締結した契約書等の額）
- ・補助対象となる施設等が複数の場合でも申請件数が 1 件となる場合は、それぞれの施設等の事業費の合計で計上してください。

○原本証明

- ・日付は申請日と同日としてください。
- ・法人名、法人代表者職氏名を正確に記入してください。
- ・印鑑は省略可能です。

■入札一連資料

○県の契約手続きに準拠した契約

- ・岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱で、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠することとされています。
- ・契約の種類や金額によって契約手続きは変わりますので、県が行う契約手続の取扱いに準拠したことがわかる書類を提出してください。

■工事請負又は売買契約書等の写し

○契約日

- ・交付決定日前に着手した事業は補助対象外の事業となります。契約書等の日にちをよく確認してください。（補助金交付申請時に事前着手届を提出している場合を除く。）

■工事完了届又は納品書

○補助事業の完了

- ・工事完了届又は納品書に、完了日又は納品日が明記されているか確認してください。
- ・完了日又は納品日が事業完了日になりますので、完了の日から起算して 1 月を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで、実績報告書を提出してください。

→完了の日から起算して 1 月を経過した日

例：1 月 15 日に納品があり事業が完了したとすると、2 月 15 日が実績報告書の提出期限となります。

■その他

○請負事業者への代金支払い

- ・口座振替で支払う場合、契約金額（請求金額）から振込手数料を差し引いて支払うと、契約金額からの値引きとして扱うこととなります。それにより、支払金額が補助基準額を下回った場合、補助金額に影響が出ることとなり実績報告書の修正や補助金返還が必要になることがありますのでご注意ください。